

第490回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 0 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年9月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午後 2時50分
- 4 閉会時刻 午後 3時55分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

| 内 | | | | 訳 | | | |
|----|--------|----|----|----|-------|----|----|
| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
| 1 | 大野 美智明 | 出 | | 10 | 高橋 正利 | 出 | |
| 2 | 高橋 庄一郎 | 出 | | 11 | 皆川 善平 | 出 | |
| 3 | 小和瀬 康男 | 出 | | 12 | 小嶋 光一 | 出 | |
| 4 | 筋野 哲夫 | 出 | | 13 | 武藤 康則 | 出 | |
| 5 | 川口 知子 | 出 | | 14 | 新井 計男 | 出 | |
| 6 | 永島 千恵子 | 出 | | 15 | 大野 豊作 | 欠 | |
| 7 | 樋口 直喜 | 出 | | 16 | 渋谷 武 | 出 | |
| 8 | 鈴木 初夫 | 出 | | 17 | 永堀 知己 | 出 | |
| 9 | 時田 重雄 | 出 | | | | | |

8 議事参与者

| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
|-------------|-------|-------------|--------|
| 農地利用最適化推進委員 | 皆川 雅昭 | 農地利用最適化推進委員 | 黒田 経夫 |
| 農地利用最適化推進委員 | 小倉 晶男 | 農地利用最適化推進委員 | 利根川 孝一 |
| 農地利用最適化推進委員 | 中澤 勝芳 | 農地利用最適化推進委員 | 荻野 勝美 |

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 農地利用最適化推進委員 | 佐藤 金誉 | 農地利用最適化推進委員 | 渡邊 昭男 |
| 農地利用最適化推進委員 | 杉浦 朗 | 農地利用最適化推進委員 | 發知 孝雄 |
| 農地利用最適化推進委員 | 島村 茂勝 | 農地利用最適化推進委員 | 米田 正則 |
| 農地利用最適化推進委員 | 程島 延幸 | | |
| 農地利用最適化推進委員 | 村山 芳則 | | |

9 事務局

| 職 | 氏 名 | 職 | 氏 名 |
|-------|--------|-----|-------|
| 事務局長 | 柿沼 映生 | 主事補 | 飯島 佑加 |
| 副事務局長 | 小野寺 雅樹 | | |
| 主 幹 | 松本 貴紀 | | |
| 副主幹 | 宮本 晃宏 | | |
| 主 査 | 森井 孝信 | | |

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年9月26日 第490回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 時田 重雄

.....

委員 高橋 正利

.....

委員 皆川 善平

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書8月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計3件、3筆、1,918㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計10件、12筆、5,110.46㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計3件、3筆、344.72㎡である。農地法第5条の規定による許可取消願については、合計2件、2筆、458㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計7件、52筆、45,386㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計1件、2筆、2,529㎡である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、2筆、1,426㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計17件、171筆、121,195.57㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計14件、126筆、68,681.83㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数32件、筆数123筆、面積98,492㎡について申出があった。このうち賃借権設定が5件、使用貸借権設定が24件、所有権移転が3件である。更新が関係する貸し借りは、令和6年11月1日から設定されるものである。それ以外の貸し借りは、令和6年10月15日から設定されるものである。

また、整理番号1番から整理番号22番までは、貸し借り更新の申出である。更新分については前回に引き続き、合計件数と面積の説明のみとする。賃借権設定5件、使用貸借権設定17件、筆数90筆、面積75,204㎡の申出があった。

続いて、貸し借り新規分と所有権移転について、説明する。

整理番号23番から28番は同一人からの申出のため、まとめて説明する。全部で26筆、16,677㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。令和6年10月31日で契約の終期を迎えることから、継続申請の案内をしたところ、現在の借受人から、新規借受人に変更する旨の申出があったため、新規の扱いとなった。新たに借受人となる方は、現在

61歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間220日、家族と共に約180アールの農地を耕作している農家である。通作距離は、約600mである。

整理番号29番は、1筆、750㎡で、約2年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在70歳で、農業従事日数は、年間160日、家族と共に約48アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約10mである。

整理番号30番と31番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。全部で5筆、4,870㎡で、所有権移転の申出である。譲受人は、現在65歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族と共に約810アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約300mである。

整理番号32番は、1筆、991㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在68歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族と共に約1,258アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約500mである。

以上のことから、整理番号1番から32番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみ

たしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号30番と31番について、まとめて調査報告する。9月20日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在65歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約810アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲と水野菜で、申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、乾燥機、粃摺機など、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号30番と31番について、意見を申し上げます。9月20日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数2件、筆数19筆、面積8,605㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、6筆、2,946㎡の申請である。譲受人は、現在45歳で、農業従事日数は年間150日以上、約55アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号2番については、同一世帯内での特定遺贈による所有権移転で、13筆、5,659㎡の申請である。譲受人は、現在31歳で、これまでも申請地を家族とともに年間300日以上、耕作していた。祖父が亡くなり、法定相続人ではないものの、今後も遺贈される予定の申請地で、農業を営

んでいきたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10kmである。

以上のことより、整理番号1番と2番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。9月19日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在45歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約55アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、コンバイン、乾燥機、籾摺機など、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。9月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお

願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番と2番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数19件、筆数33筆、面積9,832.17㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、322㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道

へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、96.66㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積211.71㎡）で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、258㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、351㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、372㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地

区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、273㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。

農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、267㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、農地改良に使用のための使用貸借権設定で、1筆、4,636㎡の申請である。また、許可

後から1ヶ月間まで使用する一時転用の申請である。工事請負人である譲受人は平成19年8月に株式会社を設立し、土木工事業を主な業務としている。申請地においては、農業部門を設立した法人が平成26年から農業用ハウスを設置してブドウなどの果樹を栽培していたが、不採算事業の見直しにより農業部門を継続することができなくなったことから、農業用ハウスを撤去した。これからは地権者である譲渡人が小麦を作付けするため、地盤面を30cm嵩上げする農地改良をしたいとの申請である。農地区分については、農用地区域内農地であると考えられるが、一時的な利用に供するもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、不許可の例外に該当すると考えられる。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、496㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、367㎡の申請である。譲受人はそれぞれ実

家にて暮らしている。令和6年7月に結婚したことを機に、住宅の建築を計画した。そこで、夫の実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、333㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号13番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、390㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水について

は、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号14番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、223.42㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、294㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、354㎡の申請である。譲受人は自衛隊宿舎にて単身赴任をしている。妻と子供は妻の実家に暮らしているが

家財道具が増え、手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号17番については、ゴミ集積所設置のための所有権移転で、1筆、3.09㎡の申請である。譲受人は平成13年9月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。地権者から申請地を含む土地について、複数の個人用住宅として売却依頼を受けたが、付近にゴミ集積所がないため、ゴミ集積所を設置したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。

整理番号18番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、201㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号19番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、395㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から19番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号9番について、調査報告する。9月20日に、工事請負人である譲受人と地権者である譲渡人から話を伺った。譲受人は平成19年8月に株式会社を設立し、土木工事業を主な業務としている。また、申請地においては、川越市下赤坂に支店を有する法人が、平成26年に農業用ハウスを設置してブドウなど、果樹を栽培していたが、不採算事業の見直しにより、農業部門からの撤退指示を本社から受け、令和6年4月に農業用ハウスを撤去した。長期間に渡り、農業用ハウスがあったため、隣接する畑とは高低差が生じて

しまい、今回は、その高低差を解消するため、地盤面を30cm嵩上げする農地改良の申請である。また、工事期間は許可後から1カ月間の予定である。これからは、地権者である譲渡人が、隣接する畑と一体的に利用して小麦などを作付けしていく予定である。なお、譲渡人はトラクター等の農業用機械を所有している古くから続く農家である。以上のことから、本申請については、地元農業委員として、問題ないと考ええる。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から19番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とし、整理番号9番は「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、第3号議案について総合意見として許可相当とし、整理番号9番は条件を付すことに決定する。

議案第4号

令和7年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和7年度の予算編成及び農業施策の推進にあ

たり、更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見するものであり、本意見書については、本総会において決定後、10月25日に川越市長へ提出する予定である。なお、本件については、項目ごとに説明する。」と説明を行なった。

「意見書前文については、議案別冊1ページにまとめたとおりである。」と説明を行なった。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、1優良農地の保全等の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「1優良農地の保全等の推進として、(1)農業基盤整備の推進については、埼玉型ほ場整備事業の推進などについて、(2)多面的機能支払交付金の活用については、交付金増額などについて、(3)農地の保全・管理対策については、作業受託者に対する支援制度創設などについて、(4)遊休農地の発生防止・解消については、借り手農業者の負担軽減を図るための支援制度創設について、それぞれ記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、2営農環境の維持・向上の推進の説明を事務局に求めた。

事務局は「2営農環境の維持・向上の推進として、(1)農道及び農業用水路の整備については、農道の幅員確保や素掘り水路へのU字溝設置などについて、(2)農業用水の水

質保全については、合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度継続などについて、（３）農業用井戸については、農業用井戸への補助金増額やパイプライン設置に関する支援について、（４）有害鳥獣対策については、防鳥獣ネットや電気柵等の設置費用助成などについて、（５）河川環境の整備については、河川の適正な管理や老朽化した堰の補修について、それぞれ記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援の説明を事務局に求めた。

事務局は「３新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援として、（１）新規就農等への支援については、新規就農者支援に加え、小規模農家の営農改善につながる支援について、（２）農業用機械や農業用施設の整備に対する助成については、費用助成等の施策拡充について、（３）女性農業者の支援及び育成については、女性農業者が働きやすい環境の整備への支援について、（４）農業者を対象とする各種研修会については、グリーンツーリズム拠点施設等を活用した研修会等の開催について、（５）スマート農業の推進については、スマート農業に関する情報提供と設備導入に係る補助制度拡充などについて、それぞれ、記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、４その他農業振興施策の推

進についての説明を事務局に求めた。

事務局は「4 その他農業振興施策の推進として、(1) 川越産農産物の普及については、農産物直売所や朝市の取組充実などについて、(2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用については、児童・生徒への農業体験授業等の充実や学校給食での川越産農産物使用量拡大について、(3) 農業イベント等の充実については、農業を体験イベント等の充実などについて、(4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消(商)」については、川越産農産物ブランド化連絡会に対する支援や消費拡大を図る取組を強化などについて、それぞれ記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、5 その他についての説明を事務局に求めた。

事務局は「5 その他として、(1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等については、農業資材等の高騰に対する恒常的支援や農産物が適正価格となるよう国や県に要望することについて、(2) 災害対策については防災対策情報の提供について、(3) 不法投棄の防止については更なるパトロール強化や不法投棄されたゴミ等の処分について、(4) 農地における野焼きについては野焼きに関する広報活動について、それぞれ記載した。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「2 営農環境の維持・向上の推進、(2) 農業用水

の水質保全についてに関連して、情報共有したい。8月に川越市と狭山市の市境付近の久保川で有機フッ素化合物が検出された。久保川では農業用水の取水はないが、検出量は140ナノグラムで過去最高であった。また、昨年10月に福原地区の地下水からも50ナノグラムの有機フッ素化合物が検出された。基準値を下回るが高い値であり、取水時期ならばもっと高い可能性がある。WHOも規制する物質であり、水質保全は死活問題であるので、市にしっかりやってもらいたい。」との発言があった。

議長は、発言を踏まえたうえで、原案どおりとして採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第4号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第490回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年10月4日

議 長 渋谷 武

委 員 時田 重雄

委 員 高橋 正利

委 員 皆川 善平
